

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>横浜市給付認定及び利用調整に関する基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成26年10月14日 企第583号 局長決裁 最近改正 <u>令和4年9月2日 企保認第405号 局長決裁</u></p> <p>1～2 省略</p> <p>(同一ランクの順位)</p> <p>3 上記2に規定する利用調整の際に同ランクの利用希望者が複数名いるときは、別表3に基づき<u>利用</u>調整指数を付与することにより、利用調整順位を判断する。</p> <p>(保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容できる場合の利用調整の順位)</p> <p><u>4</u> 上記2及び3の規定にかかわらず、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱第4条第1項に規定する利用申請書（以下、「利用申請書」という。）において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合は、ランクをIランク、調整指数を-10及び類型間の優先順位を⑨求職中として利用の調整を行う。</p> <p>また、利用申請書において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した者が複数名いるときは、別表3の<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>2及び3に基づき利用調整順位を判断する。</p> <p>(利用調整の対象としない場合)</p> <p><u>5</u> 上記2、3及び4の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用調整の対象としない。ただし、横浜市が別に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 翌年度4月1日利用開始の利用調整において、<u>すでに</u>行われた同一利用開始日の利用調整で内定（辞退</p>	<p>横浜市給付認定及び利用調整に関する基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成26年10月14日 企第583号 局長決裁 最近改正 <u>令和5年8月30日 企保認第485号 局長決裁</u></p> <p>1～2 省略</p> <p>(同一ランクの順位)</p> <p>3 上記2に規定する利用調整の際に同ランクの利用希望者が複数名いるときは、別表3に基づき調整指数を付与することにより、利用調整順位を判断する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(利用調整における基準日)</u></p> <p><u>4</u> 2及び3は、原則、基準日時点の状況に基づいて判断する。ただし、ランクの区分及び一部の調整指数等の判定においては、この限りでない。なお、各利用調整における基準日は、以下のとおりとする。</p> <p><u>(1) 4月1日一次利用調整の場合、前年の9月末日。</u></p> <p><u>(2) 4月1日二次利用調整の場合、1月末日。</u></p> <p><u>(3) 5月以降の利用調整の場合、利用を希望する月の前々月の末日。</u></p> <p>(保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容できる場合の利用調整の順位)</p> <p><u>5</u> 上記2及び3の規定にかかわらず、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱第4条第1項に規定する利用申請書（以下、「利用申請書」という。）において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合は、ランクをIランク、調整指数を-10及び類型間の優先順位を⑧求職中として利用の調整を行う。</p> <p>また、利用申請書において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した者が複数名いるときは、別表3の<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>2及び3に基づき利用調整順位を判断する。</p> <p>(利用調整の対象としない場合)</p> <p><u>6</u> 上記2、3及び4の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用調整の対象としない。ただし、横浜市が別に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 翌年度4月1日利用開始の利用調整において、<u>既に</u>行われた同一利用開始日の利用調整で内定（辞退も</p>

改正前	改正後
<p>も含む) した場合</p> <p>(2) 翌年度4月1日利用開始の利用調整において、当該利用調整に係る申請締切日以降、締切日の属する年度の途中から利用開始の利用調整において<u>すでに</u>内定し、利用する場合</p> <p>(3) 優先入所（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第6条第1項第3号に定める連携施設での受入れ、保育所等に移行する横浜保育室の在園児童における当該保育所等での受入れ又は認定こども園に移行する幼稚園の在籍児童における当該認定こども園での受入れをいう。）において<u>すでに</u>内定（辞退も含む）した場合（翌年度4月1日利用開始の利用調整までの期間に限る）</p> <p>(4) 利用の申込みに係る子どもが出生前であって、当該子どもが本市の定める期限までに出生せず、又は出生後に出生後届出書の提出がなかった場合</p> <p>(5) 翌年度4月1日利用開始の一次利用調整において、利用調整の前に市外に転出した場合</p> <p>(6) 利用を希望する全ての保育所等において、当該保育所等で定められた受入れを可能とする月齢を満たしていない場合</p> <p>(7) その他福祉保健センター長が認める場合</p>	<p>含む) した場合</p> <p>(2) 翌年度4月1日利用開始の利用調整において、当該利用調整に係る申請締切日以降、締切日の属する年度の途中から利用開始の利用調整において<u>既に</u>内定し、利用する場合</p> <p>(3) 優先入所（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第6条第1項第3号に定める連携施設での受入れ、保育所等に移行する横浜保育室の在園児童における当該保育所等での受入れ又は認定こども園に移行する幼稚園の在籍児童における当該認定こども園での受入れをいう。）において<u>既に</u>内定（辞退も含む）した場合（翌年度4月1日利用開始の利用調整までの期間に限る）</p> <p>(4) 利用の申込みに係る子どもが出生前であって、当該子どもが本市の定める期限までに出生せず、又は出生後に出生後届出書の提出がなかった場合</p> <p>(5) 翌年度4月1日利用開始の一次利用調整において、利用調整の前に市外に転出した場合</p> <p>(6) 利用を希望する全ての保育所等において、当該保育所等で定められた受入れを可能とする月齢を満たしていない場合</p> <p>(7) その他福祉保健センター長が認める場合</p>
<p>(委任)</p> <p><u>6</u> 福祉保健センター長は、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の施行に関し、必要に応じて実施細目を定めることができる。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>7</u> 福祉保健センター長は、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の施行に関し、必要に応じて実施細目を定めることができる。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成26年10月14日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、平成26年10月14日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成28年10月14日より施行し、平成29年4月利用調整から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、平成28年10月14日より施行し、平成29年4月利用調整から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成29年9月25日より施行し、平成30年4月利用調整から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、平成29年9月25日より施行し、平成30年4月利用調整から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成30年9月26日より施行し、平成31年4月利用調整から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、平成30年9月26日より施行し、平成31年4月利用調整から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、令和元年8月1日より施行し、令和2年4月利用調整から適用する。ただし、次の各号に掲げる</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、令和元年8月1日より施行し、令和2年4月利用調整から適用する。ただし、次の各号に掲げる</p>

改正前	改正後
<p>基準については、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 別表1（保育の必要性の認定基準9を除く） 令和2年4月給付認定から適用する。</p> <p>(2) 別表1（保育の必要性の認定基準9に限る） 施行日より適用する。ただし、施行日から令和2年3月31日までの間は、従前の「保育の必要性の事由の定義」を適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年9月14日より施行し、令和3年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和3年9月10日より施行し、令和4年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和4年9月2日より施行し、令和5年4月給付認定及び利用調整から適用する。</p> <p>別表1 省略</p>	<p>基準については、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 別表1（保育の必要性の認定基準9を除く） 令和2年4月給付認定から適用する。</p> <p>(2) 別表1（保育の必要性の認定基準9に限る） 施行日より適用する。ただし、施行日から令和2年3月31日までの間は、従前の「保育の必要性の事由の定義」を適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年9月14日より施行し、令和3年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和3年9月10日より施行し、令和4年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和4年9月2日より施行し、令和5年4月給付認定及び利用調整から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、令和5年8月30日より施行し、令和6年4月利用調整から適用する。</u></p> <p>別表1 省略</p>

改正前

改正後

別表2「利用調整基準」

別表2「利用調整基準」

(基準の考え方)

- ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。	F
2 産前産後	省略	省略
3 (1) 病気・けが	省略	省略
3 (2) 障害	省略	省略
4 親族の介護	省略	省略
5 災害の復旧への従事	省略	省略
6 通学	省略	省略
7 求職中	省略	省略
8 ひとり親世帯等	省略	省略
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、 月20日以上かつ週35時間 以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（ 市外在住は除く ）。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。	I
11 その他	省略	省略

(基準の考え方)

- ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労 (内定含む)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上 就労 している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満 就労 している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上 就労 している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満 就労 している。	D
	月12日以上かつ就労時間1週16時間以上就労 している。	E
	就労時間月64時間以上 就労 している。	F
2 産前産後	省略	省略
3 (1) 病気・けが	省略	省略
3 (2) 障害	省略	省略
4 親族の介護	省略	省略
5 災害の復旧への従事	省略	省略
6 通学	省略	省略
7 求職中	省略	省略
8 ひとり親世帯等	省略	省略
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、 月64時間 以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。 ※市外在住者で「9 保育士等」の要件を満たす場合には当該ランクを適用せず、市内在住者と同様にランクを判定する。	I
11 その他	省略	省略

改正前

改正後

別表2-2 「その他の世帯状況」

別表2-2 「その他の世帯状況」

ランクの引上げに用いる指標

※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。

※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。

ランクの引上げに用いる指標

※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。

※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。

(1)～(3) 省略

(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児

(5)～(6) 省略

(7) 既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合(きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。)

(8) 省略

(9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合(派遣職員は除く)

※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

(1)～(3) 省略

(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の卒園児

(5)～(6) 省略

(7) きょうだいが既に利用している保育所等(※)の利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。

※認定こども園(教育利用)を既に利用している場合を含む。

(8) 省略

(9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合(派遣職員は除く) (2つ引上げ)

※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

別表3 「調整指数一覧表」

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

4月1日一次利用調整の場合は、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

別表3 「調整指数一覧表」

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1	
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りです。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1	原則、在園証明書等証明資料がある場合に限りです。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	認可保育所又は認定こども園(保育利用)からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一保育所等(※)に利用を希望するための転園は除く。)	-1	※認定こども園(教育利用)を既に利用している場合を含みます。
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、 <u>年度限定保育事業</u> 等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りです。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、 <u>年度限定保育事業</u> 等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1	原則、在園(利用)証明書等証明資料がある場合に限りです。

改正前				改正後			
	きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りです。		きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りです。
	利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で週4日以上預けている。（一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。）	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限りです。		利用申請児童を[認可保育所、認定こども園（保育利用）、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等]以外へ有償で月64時間以上預けている。（一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。）	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限りです。
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0			保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	省略	省略	省略	世帯の状況	省略	省略	省略
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5		就労状況等 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5	
	単身赴任をしている場合。	2			単身赴任をしている場合。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1			両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
	<u>勤務実績が1か月未満である世帯。</u>	-1			<u>(削除)</u>		
	<u>(新設)</u>				<u>元のランクの類型が「1 就労」であり、就労開始予定の場合。</u>	-2	
元のランクが「1 就労のE又はF」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1		元のランクが「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1			
ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3		ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1			ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で <u>就労内定</u> の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。		元のランクが「8 ひとり親世帯等」で、 <u>就労開始予定</u> の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で <u>求職中</u> の場合。	-7			元のランクが「8 ひとり親世帯等」で、 <u>求職中</u> の場合。	-7	
保育士等	<u>元のランクが「9 保育士等」の場合。</u>	-1	<u>当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。</u>	保育士等	<u>(削除)</u>		
	<u>(新設)</u>				<u>元のランクが「9 保育士等」で、就労している場合。</u>	-1	<u>当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。</u>
	<u>(新設)</u>				<u>元のランクが「9 保育士等」で、就労開始予定の場合。</u>	-3	

改正前				改正後			
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	<u>多胎児が同一の施設・事業の利用を申請する場合。</u>	4		きょうだいの状況	(削除)		
	<u>きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。</u>	4			(削除)		
	<u>既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。（きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</u>	4			(削除)		
	<u>既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。</u>	3			(削除)		
	(新設)				<u>きょうだいが既に利用している保育所等（※）の利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。</u>	4	<u>※認定こども園（教育利用）を既に利用している場合を含みます。</u>
	(新設)				<u>きょうだいが既に利用している保育所等以外に利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に別の保育所等の利用を申請する場合。</u>	3	
<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整> ※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。				<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整> ※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。			
1	類型間の優先順位（①～⑨の順） ① 災害 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥就労（内定） ⑦就学等 ⑧出産 ⑨求職中			1	類型間の優先順位（①～⑧の順） ① 災害 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥就学等 ⑦出産 ⑧求職中		
2	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯。			2	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯。		
3	経済的状況（合計所得金額）が低い世帯。 ※低い世帯を優先。			3	経済的状況（合計所得金額）が低い世帯。 ※低い世帯を優先。		